

議第121号 呉市火災予防条例及び呉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて消防庁が開催した、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書を踏まえ、林野火災の予防を目的として、市長が発令する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」といいます。）等について、所要の規定の整備をします。

また、林野火災注意報が新設されることに伴い、呉市火入れに関する条例（昭和62年呉市条例第11号）の規定に基づき、市長の許可を受けて行う森林等における火入れ（以下「火入れ」といいます。）の中止の条件に林野火災注意報が発令されたときを追加する等のため、所要の規定の整備をします。

2 改正の主な内容

（1）呉市火災予防条例（昭和37年呉市条例第19号）に関するもの

ア 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に係る基準の見直し

火災に関する警報について、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定するものであることを明確にするとともに、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の封鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の性能向上等を踏まえ、当該制限に係る規定を削除します。

イ 林野火災注意報の発令に係る基準の追加

気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災注意報を発令することができることとし、呉市の区域内に在る者は、林野火災注意報が発令されている間は、呉市火災予防条例第30条に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととします。

ウ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出に係る基準の見直し

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にします。

（2）呉市火入れに関する条例に関するもの

林野火災注意報が発令されたときは、火入れの許可を受けた期間中であっても火入れを行ってはならないこととし、また、火入れを行っているときであっても、速やかに消火しなければならないこととします。

3 施行期日

令和8年3月1日